

第2次中央市長期総合計画

資料編

中央政第3-81号
平成29年3月23日

中央市総合計画審議会
会 長 様

中央市長 田 中 久 雄

第2次中央市長期総合計画（案）について（諮問）

平成20年3月に策定した第1次中央市長期総合計画について、計画期間の最終年度を迎え、平成30年度から平成39年度までの総合的なまちづくりのあり方を示す第2次中央市長期総合計画の策定にあたり、貴審議会の意見を求めたいので、中央市総合計画審議会条例第2条の規定に基づき、諮問いたします。

中 総 審 第 1 号
平成30年3月8日

中央市長 田 中 久 雄 様

中央市総合計画審議会
会長 安 達 義 通

第2次中央市長期総合計画（案）について（答申）

平成29年3月23日付け中央政第3-81号で諮問のありました第2次中央市長期総合計画(案)について、別冊のとおり第2次中央市長期総合計画(案)を策定しましたので答申します。

この計画案は、策定に至るまでの審議の過程において出た多くの意見や提案を盛り込みながら、審議会において慎重に検討を重ね、取りまとめたものです。

本計画案の趣旨を十分に尊重され、「実り豊かな生活文化都市」の実現に向けて、最善を尽くされるよう要望します。

○中央市総合計画策定条例

平成 28 年 3 月 22 日

条例第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、総合的かつ計画的な市政の運営を図るため、本市の総合計画の策定について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 総合計画 市の最上位の計画として、将来における本市のあるべき姿及び進むべき方向並びに市民との協働によるまちづくりについての基本的な指針として、基本構想、基本計画及び実施計画からなるものをいう。

(2) 基本構想 市政の最高理念であり、市が目指すべき将来像とこれを実現するための基本的な方針を示すものをいう。

(3) 基本計画 前号に掲げる基本構想に基づき、これを実現するための施策の基本的な方向及びその体系を示す基本的な指針として定めるものをいう。

(4) 実施計画 前号に掲げる基本計画に基づき、これを計画的に実行するための施策の具体的な指針として定めるものをいう。

(総合計画審議会への諮問)

第 3 条 市長は、基本構想を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、中央市総合計画審議会条例（平成 18 年中央市条例第 30 号）第 1 条に規定する中央市総合計画審議会に諮問するものとする。

(議会の議決)

第 4 条 市長は、前条の規定による手続きを経て基本構想を策定し、又は変更するときは、議会の議決を経るものとする。

(基本計画及び実施計画の策定)

第 5 条 市長は、基本構想に基づき、基本計画及び実施計画を策定するものとする。

(総合計画の公表)

第 6 条 市長は、総合計画を策定したとき又は変更したときは、速やかにこれを公表するものとする。

(総合計画との整合)

第 7 条 個別行政分野における施策の基本的な事項を定める計画を策定し、又は変更するに当たっては、総合計画との整合を図るものとする。

(委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に策定されている基本構想、基本計画及び実施計画は、この条例の規定に基づき策定されたものとみなす。

○中央市総合計画審議会条例

平成 18 年 2 月 20 日

条例第 30 号

(設置)

第 1 条 中央市における総合計画及びその実施に関し必要な事項について調査審議するため、市長の附属機関として中央市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じ、総合計画の策定の基準となるべき事項について調査し、及び審議する。

2 審議会は、総合計画に関する事項について必要と認める場合は、市長に意見を申し出ることができる。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 30 人以内で組織する。

2 委員は、識見を有する者、地域を代表する者、市議会の議員及び関係行政機関の職員のうちから、市長が委嘱する。

(任期)

第 4 条 委員は、当該諮問に係る審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

2 前条の規定による委員のうち役職にあることにより任命された者の任期は、その任期中とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に会長及び副会長若干人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により選任する。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、あらかじめ会長が定める順位に従い、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第 7 条 会長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その説明又は意見を聴くことができる。

(専門部会)

第 8 条 会長は、特に必要があると認めるときは、専門的事項を審議させるため、審議会に専門部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

2 部会は、会長が指名する委員で構成し、部会長は、部会委員の互選により選任する。

3 部会長は、部会の事務を掌理する。

4 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長の指名する委員が、その職務を代理する。

5 部会の会議については、第 6 条の規定を準用する。

(庶務)

第 9 条 審議会の庶務は、政策秘書課において処理する。

(平 19 条例 1・平 26 条例 2・一部改正)

(委任)

第 10 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附則

この条例は、平成 18 年 2 月 20 日から施行する。

附則（平成 19 年条例第 1 号）抄

(施行期日)

1 この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附則（平成 26 年条例第 2 号）

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

第2次中央市総合計画審議会委員名簿

(敬称略、50音順)

No.	審議会の職	所属	役職	氏名	委員区分
1	会長	山梨県立大学国際政策学部	総合政策学科准教授	安達 義通	識見を有する者
2		中央市消防団	団長	有泉 利彦	識見を有する者
3		中央市社会福祉協議会	在宅福祉課長	飯室 孝子	関係行政機関の役職員
4		中央市自治会長会	副会長	井口 俊和	地域を代表する者
5		中央市議会	副議長	井口 貢	市議会議員
6		中央市商工会	会長	浦田 勉	関係行政機関の役職員
7		中央市自治会長会	副会長	大沼 芳樹	地域を代表する者
8		公募委員	—	大村 正明	地域を代表する者
9		中央市議会	議長	河西 茂	市議会議員
10		協同組合山梨県流通センター	理事長	栗山 直樹	識見を有する者
11		中央市議会	総務教育常任委員長	小池 章治	市議会議員
12		ことぶきクラブ連合会	会長	後藤 正興	識見を有する者
13		公募委員	—	櫻井 久忠	地域を代表する者
14		中央市農業委員会	会長	佐々木 一	識見を有する者
15		公募委員	—	塩澤 良雄	地域を代表する者
16	副会長	中央市自治会長会	会長	新海 一芳	地域を代表する者
17		中央市愛育会	代表	鷹野 利美	識見を有する者
18		中央市議会	産業土木常任委員長	田中 一臣	市議会議員
19		中央市議会	厚生常任委員長	田中 輝美	市議会議員
20		中央市立学校校長会	代表	田中 伴泰	識見を有する者
21		中央市民生委員児童委員	主任児童委員	田中三枝子	識見を有する者
22		中央市PTA連絡協議会	代表(H29.6～)	萩原 神男	識見を有する者
23		公募委員	—	林 兵仁郎	地域を代表する者
24		中央市PTA連絡協議会	代表(H29.3～H29.5)	横澤 英俊	識見を有する者

第2次中央市長期総合計画策定の経過

年 月 日	会 議 等	検 討 内 容 等
平成 29 年1月 10 日	第1回総合計画策定本部の開催	計画策定方針、市民アンケート内容の説明
平成 29 年1月 18 日	市民アンケート調査開始	無作為抽出2,000人を対象に郵送
平成 29 年2月 1 日	審議会公募委員の募集開始	審議会委員定員30人のうち9人を募集
平成 29 年2月 6 日	市民アンケート調査終了	回収率49.3% (回収数973人)
平成 29 年2月 15 日	審議会公募委員の募集終了	4人の応募
平成 29 年3月 23 日	第1回総合計画審議会の開催	委員委嘱、諮問 計画策定方針および策定スケジュールの説明
平成 29 年5月 2 日	第2回総合計画策定本部の開催	第2回総合計画審議会における内容説明
平成 29 年6月 1 日	第2回総合計画審議会の開催	市民アンケート結果報告、データでみる市の現状説明
平成 29 年7月 25 日	第3回総合計画策定本部の開催	第3回総合計画審議会における内容説明
平成 29 年8月 3 日	第3回総合計画審議会の開催	基本構想(素案)審議
平成 29 年 10 月 11 日	第4回総合計画策定本部の開催	第4回総合計画審議会における内容説明
平成 29 年 10 月 26 日	第4回総合計画審議会の開催	基本構想(素案)審議、基本計画(素案)審議
平成 29 年 12 月 5 日	12月市議会定例会に提案	議決案件として基本構想(案)を提案
平成 29 年 12 月 19 日	12月市議会定例会にて議決	基本構想(案)を可決
平成 29 年 12 月 21 日	第5回総合計画審議会の開催	基本計画(素案)審議
平成 30 年2月 1 日	パブリックコメント実施	市ホームページ、各庁舎窓口にて意見募集
平成 30 年2月 20 日	パブリックコメント終了	
平成 30 年3月 8 日	総合計画審議会答申	前期基本計画(案)の確定 答申
平成 30 年3月 14 日	3月市議会定例会に報告	第2次中央市長期総合計画を報告